

頁	改正後	頁	現 行
風水 3章 4節 第1 166頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）略</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[台風接近・被害発生等] --> B[自主避難] B --> C[避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急） 災害発生情報] B --> D[指定避難所（10箇所：うち自主避難所6箇所） 補助避難所（2箇所） （洪水・土砂災害時）] B --> E[一時避難所 浸水や土砂災害の可能性のない施設] C --> D C --> E D --> F[避難所の集約] F --> G[仮設住宅] E -- "(家が安全)" --> H[帰宅] E -- "長期化・家屋浸水、倒壊、流失等" --> D </pre> </div> <p>第2 略 第3 避難所の開設・運営</p>	風水 3章 4節 第1 166頁	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）略</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[台風接近・被害発生等] --> B[自主避難] B --> C[避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急） 災害発生情報] B --> D[自主避難所（6箇所） 指定避難所（10箇所） （洪水・土砂災害時）] B --> E[一時避難所 浸水や土砂災害の可能性のない施設] C --> D C --> E D --> F[避難所の集約] F --> G[仮設住宅] E -- "(家が安全)" --> H[帰宅] E -- "長期化・家屋浸水、倒壊、流失等" --> D </pre> </div> <p>第2 略 第3 避難所の開設・運営</p>

頁	改正後	頁	現行
風水 3章 4節 第3 2 174頁	<p>1 略</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 市（福祉部、教育部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。<u>避難所のうち、補助避難所については、大規模な洪水・土砂災害等により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</u></p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	風水 3章 4節 第3 2 174頁	<p>1 略</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 市（福祉部、教育部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。_____</p> <p>_____</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>(2)～(3) 略</p>